

○天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領

(平成30年6月6日建築課長決裁)

最終改正 (令和8年5月28日建築住宅課長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者及び障がい者が円滑に利用できる構築物の整備を促進するため、予算の範囲内において実施する天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- (2) バリアフリー法施行令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)
- (3) 条例 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号)
- (4) 高齢者、障がい者等 条例第2条第1号に規定する者
- (5) 移動等円滑化基準 バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準
- (6) 移動等円滑化経路 バリアフリー法施行令第19条第1項に規定する建築物移動等円滑化経路
- (7) 特別特定建築物 バリアフリー法第2条第19号及び条例第28条に規定する特別特定建築物をいう。
- (8) 建築物特定施設 バリアフリー法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。
- (9) 特定建築主 特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)をしようとする者又は特定建築物の大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕で、建築物特定施設又は整備施設の修繕を含むものに限る。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替で、建築物特定施設又は設備施設の模様替を含むものに限る。)をしようとする者をいう。
- (10) 民間事業者等 国、地方公共団体及び公共的団体(熊本県高齢者、障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(平成7年熊本県規則第27号。以下「条例施行規則」という。)第13条で定めるもの)を除く法人又は個人をいう。
- (11) 整備施設 条例第2条第4号に規定する施設をいう。
- (12) 整備基準 条例第17条第4項に規定する特定建築主等の判断の基準となるべき事項をいう。

(補助対象等)

第3条 補助対象建築物は、特別特定建築物のうち、バリアフリー法施行令第5条第2号(病院に限る。)、第9号及び第10号に掲げるものを除く建築物。ただし、厚生労働省の補助事業その他の補助事業の対象となるものは除く。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。補助金の確定金額に

1, 000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県税及び市税を滞納していない者。

(2) 当該事業に関し、他の補助金を受けていないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする民間事業者等は、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付対象となる事業の実施前に市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算(精算)書(様式第3号)

(3) ユニバーサルデザイン計画書(様式第4号その1及びその2。以下「UD計画書」という。)及びその添付図書(実施計画書及び工事内訳書)

(4) 経路部分型改修計画書(様式第5号)(部分改修型改修の場合に限る。)

(5) 県税に係る納税証明書(県税条例施行規則別記28号様式)

(6) 市税等納付状況調査同意書(様式第23号)

(7) 手続きを別のものに委任する場合は、委任状(様式第24号)

(8) その他必要書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができるものとする。

(決定の通知)

第6条 補助金の交付決定通知は、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた民間事業者は、補助対象事業の変更又は補助対象経費の配分の変更等の理由により、補助金の額を変更する必要がある場合は、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金変更申請書(様式第7号)及び事業変更計画書(様式第8号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業中止(廃止)申請書(様式第9号)を速やかに市長に提出するものとする。

3 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、補助対象事業の遂行が困難となった場合、その他市長が必要と認めるときは、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業実施状況報告書(様式第10号)を速やかに市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の申請を受理したときは、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付(変更・取消)決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

5 市長は、第3項の報告書を受理したときは、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業変更承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた民間事業者等が補助対象事業を完了したときは、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業完了実績報告書（様式第13号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第14号）
- (2) 経路部分型改修報告書（様式第15号）
- (3) 収支予算（精算）書（様式第3号）
- (4) 工事完了写真（2部）
- (5) 工事契約書の写し
- (6) その他必要書類

2 前項の実績報告書は、事業完了後30日以内又は事業開始年度翌年度3月1日のいずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けたときは、実績報告書の審査及び現地調査等を行うものとし、その報告に係る事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付確定通知書（様式第16号）により民間事業者等に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金交付確定通知を受けた民間事業者等は、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付請求書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出するものとする

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- (2) 実施した事業に係る領収書の写し

（補助金の交付）

第11条 市長は、第9条の規定により確定した補助金を事業が完了した後に交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた民間事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件その他この要領に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（代理受領）

第13条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条の規定による補助金交付申請書又は第8条第1項の規定による実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第18号）を市長に提出するものとする。

（代理受領の変更）

第14条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第19号）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第20号）を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第15条 第15条第1項の申請があった場合、次に掲げる事項については、第10条及び第12条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民間事業者等」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書(様式第21号)」と読み替えるものとする。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の交付決定の取消し
- (3) 補助金の返還
- (4) 補助金の経理

2 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととする。

2 前項により市長の承認を受けようとするときは、天草市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業に係る補助対象財産の処分承認申請書(様式第22号)により申請するものとする。

3 前項の承認に当たっては、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 取得から概ね10年経過前の補助対象財産であっても、災害による損壊や公共工事に伴う収用(相当の補償を得ているものの、代替施設を取得しない場合を除く。)等、民間事業者等の責に帰すことができない事由による財産処分については、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする。
- (2) 前号以外の財産処分の承認に当たっては、補助対象財産に係る市補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りではない。

4 前項第2号における処分制限期間は10年とする。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

改修タイプ	補助要件		対象工事		補助率	補助限度額
			内容	対象工事に要する費用の限度額		
1) 原則型改修	UD計画書に基づく改修であって、建築物特定施設がすべて移動等円滑化基準に適合するもの。		右欄に掲げる施設を要領で定める基準に適合させるための施設整備	①建築物特定施設 出入口、廊下等、階段、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、エレベーター等	360万円	対象工事に要する費用の2/3以内
2) 経路全部型改修	利用者等に意見聴取等を行い、市町村及び県と協議のうえ作成したUD計画書に基づく改修であるもの。	建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合するもの。		②整備施設 案内標示、公衆電話台、発券機、カウンター又は記載台、避難誘導灯、客席、障害者用更衣室、授乳場所、レジ通路等		
3) 経路部分型改修		1以上の建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合するもの ^{※2} 。ただし、移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設について、簡易な整備又は人的対応等による有効な対策が講じられているものに限る。		③その他施設 ①及び②の他、要領で定める施設		
			右欄に掲げる施設を移動等円滑化基準に適合させるための施設整備 ^{※3}	①建築物特定施設 出入口、廊下等、階段、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、エレベーター等	90万円	60万円

※1 移動等円滑化経路に係るものとは、「移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設」、「車いす使用者用便房」及び「車いす使用者用駐車施設」をいう。

※2 便所については、バリアフリー法施行令第14条第1項の規定に関わらず、同条第2項又は第3項のいずれかに適合する場合は、移動等円滑化基準に適合するものとして取り扱うものとする

※3 UD計画書に基づき、移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設に講じる簡易な整備についても対象工事に含むものとする。